

sakai kitchen〈堺キッチン〉セレクション

募集要領

令和8年4月

堺市

1. sakai kitchen〈堺キッチン〉とは

堺の優れた伝統技術をもっと多くの人に知っていただきたいという思いから立ち上がったブランド。

「道具を愛することは、暮らしを愛すること。」日々の暮らしを愛する「J」をブランドコンセプトに、愛着をもって長く使い続けられる上質なアイテムを提案するブランドです。

2. 募集対象商品

ブランドコンセプトに合致する下記1又は2の商品で3に該当する商品。なお、申請商品は、1年度内1商品までとします。ただし、サイズ、カラー違い、シリーズ展開がある商品については、原則用途が同一のものを1商品とみなします。

1 堺の伝統産品（刃物、注染・和晒、線香）

（対象事業者：本社、本店又は主たる事業所が堺市内に有する者。）

2 伝統産品（刃物、注染・和晒、線香）の魅力を引き立てるとともに輝く逸品

（対象事業者：本社、本店、主たる事業所、営業拠点又は生産拠点のいずれかを堺市内に有する者。）

※食品については対象外とします。

3 申請日時時点で既に商品化、販売されているものであり、直近1年間に、販売実績（概ね年間100件以上または年間売上500,000円程度以上）があること。ただし、期間限定の商品の場合は、この限りではない。

3. 応募資格

申請者は、次の全てを満たすことが必要です。

- 1 「堺キッチンセレクション」の趣旨に賛同いただける中小企業（個人事業主も含む）。
ここでいう中小企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者をいう。
- 2 各種法令（家庭用品品質表示法、JAS 法等）を厳守し事業を行っていること。
- 3 商品の製造及び販売に必要な許認可や、意匠権、商標権、著作権、特許権等に関する許諾を得ていること。もしくは、許諾を得ることが見込まれていること。
- 4 堺市内に本社、本店又は主たる事業所を有すること（2.1伝統産品の申請の場合に限る）。
- 5 堺市内に本社、本店、営業拠点又は生産拠点のいずれかを堺市内に有すること（2.2伝統産品の魅力を引き立てるとともに輝く逸品の申請の場合に限る）。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める業を行う者でないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。
- 8 認定商品について、堺伝匠館での販売（オンラインショップを含む）に応じること。
- 9 当事業に関する取材への協力や催事等活動に協力的であり、認定後に当事業のPRのために認定商品の市への無償提供が可能であること。（市関係催事出展用、堺伝匠館商品見本用の計2点）
なお、貸出品は事業終了後又は認定取消後に返却しますが、使用に伴う傷や汚れが発生する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

4. 認定後のプロモーション

1 展示・販売機会の提供

- ・市が関係する国内外のイベント等における展示・販売
 - ・堺伝匠館の店頭及びオンラインショップでの販売機会の提供
- ※ただし、販売状況により、展示・販売を中止する場合があります。

2 広報支援・情報発信

- ・「sakai kitchen〈堺キッチン〉」公式ホームページ及びブランドリーフレットにて認定商品の紹介※
 - ・市の広報紙、ホームページ、SNS 等を通じた認定商品の情報発信
- ※4月から9月末までに認定された場合は、当該年度内に紹介します。10月から翌年3月までに認定された場合は、翌年度以降に紹介します

5. 認定期間

原則として本事業が継続している期間とし、特段の申し出がない限り有効とします。
認定の取消を希望される場合は、堺キッチンセレクション事務局へ申し出てください。

6. 認定費用

無料

7. 審査

「sakai kitchen〈堺キッチン〉」ブランドの認定については、事業者等からの申請を受け、その申請に係る商品が認定基準を満たしているか次の審査基準に基づき審査（書類審査）します。すべての審査項目に適合した場合、認定となります。

審査基準

審査項目	内容
整合性	「sakai kitchen〈堺キッチン〉」のブランドコンセプトに合致しているか
貢献性	堺の伝統産業の魅力発信に資する度合いが高いか
信頼性	品質維持・向上に関する取組や技術的な裏付けがあるか
市場性	消費者ニーズを捉えた商品であり市場で需要があるか
訴求性	消費者の心を惹きつける強い魅力（デザイン、ストーリー性、機能性など）を有しているか

8. sakai kitchen〈堺キッチン〉ブランドロゴマークの使用ルールについて

「sakai kitchen〈堺キッチン〉」のブランドロゴマークを使用することができます。なお、下記の使用ルールを遵守してください。

- ・堺市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- ・利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
- ・利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
- ・利用に当たっては、マニュアルに沿って明示すること。
- ・利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに堺キッチンセレクション事務局に提出すること。

ただし、完成見本の提出が困難なものについては、そのイメージ図や写真の提出をもって代えることができるものとする。

・利用者はその利用に関して商標登録出願を行うことはできない。

9. 認定の取り消し

以下の場合に適合した場合は、認定を取り消すことがあります。

- ・認定商品及びその事業者が認定を受ける要件を欠くと認められたとき
- ・ブランドロゴマークの使用ルールを遵守していないと認められたとき
- ・虚偽の申請により認定を受けたとき
- ・その他 sakai kitchen(堺キッチン)のブランド価値に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

10. 応募方法

応募をご検討の際は、事前にご相談ください。

所定の様式に必要事項を記入の上、受付窓口へご提出ください。(郵送・メール可)

申込書等は下記 sakai kitchen(堺キッチン)公式ホームページからダウンロードいただけます。

<https://sakai-kitchen.jp>

ア. 応募期間

随時募集 受付時間：9時00分～17時30分(正午～12時45分を除く)

イ. 受付窓口

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課 堺キッチンセレクション事務局

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館 7階 TEL：072-228-7534

FAX072-228-8816 E-mail：chisan@city.sakai.lg.jp

ウ. 提出書類

「堺キッチンセレクション」申込書(様式第1号)に以下の書類を添えて提出してください。

その他市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

[法人の場合]

- ・発行後3か月以内の履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し

[個人事業主の場合]

- ・本人確認のできる公的証明書(住民票の写し)

[共通]

- ・商品概要や事業概要の分かるもの(会社概要、パンフレットなど)

[堺の伝統産品(刃物・注染和晒・線香)へ申請の場合]

- ・堺市内に本社、本店又は主たる事業所を有することがわかる書類

[伝統産品(刃物・注染和晒・線香)の魅力を引き立てるとともに輝く逸品へ申請の場合]

- ・堺市内に本社、本店、営業拠点又は生産拠点のいずれかを有することがわかる書類